

2026年8月24日

新設分割に関する事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社Speee
代表取締役 大塚 英樹

東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社ReFact
代表取締役 田口 政実

株式会社Speee（以下「当社」という。）は、2026年6月30日付新設分割計画書に基づき、2026年8月1日を効力発生日として、当社のリフォームDX事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社ReFact（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）を行いました。

当社が、本新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の定めるところにより開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）
2026年8月1日
2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）
本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2ただし書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。
3. 会社法第806条及び第808条並びに第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）
 - (1) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第806条）
本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第806条の適用がないため、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。
 - (2) 新株予約権買取請求手続（会社法第808条）
本新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はないため、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。
 - (3) 債権者保護手続（会社法第810条）
本新設分割において、当社は新設会社に承継する債務を重疊的債務引受により負担しており、会社法第810条第1項第2号に規定する債権者はいないため、債権者保護手続は実施しておりません。
4. 本新設分割により新設会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、2026年8月1日をもって、新設分割計画書に記載された当社のリフォームDX事業に関する権利義務を承継しました。

5. その他本新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）
該当事項はありません。

以 上